一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
令和8年
10月15日

VOL. 148

【行政ニュース】

◆『盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行について』

岐阜県警察本部生活安全総務課



津屋川の彼岸花【海津市】

秋の津屋川では、約３㎞に渡って約10万本の彼岸花が堤防一面に咲き誇ります。花の見頃は例年９月下旬から10月上旬となっています。また、見頃に合わせて２日間にわたり「ひがん花まつり」を開催しています。期間中は、網打ち実演をはじめ、キッチンカーの出店やフォトコンテストなど、多彩な催しをお楽しみいただけます。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県　濃度第18号）

業務内容　廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物	水　質	土　壌	肥　料	悪　臭	放射線量
● 溶出試験 ● 水銀含有試験	● 地下水 ● 河川水 ● 工場排水 ● 廃棄物処理施設処理排水 ● 浄化槽放流水	● 建設発生土 ● 農用地土壌 ● 底質	● 普通肥料 ● 特殊肥料 ● 肥料原料	● 特定悪臭物質 ● 臭気指数（濃度）	● 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業　優良産廃処理業者認定取得

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・木くず　・動植物性残さ
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・廃油（タールピッチ）・ばいじん　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・木くず　・動植物性残さ
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・ばいじん　・廃アルカリ　・廃油　・廃酸　・13号廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業　優良産廃処理業者認定取得

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建　設　業

骨　材　販　売

私たちは、地域と地球の環境に配慮した事業者です
エコアクション21
®環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

目　次

行政ニュース　「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行について」
岐阜県警察本部生活安全総務課… 2

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「地域ぐるみで防ぐ不法投棄」　岐阜県東濃県事務所環境課… 5

シ リ ー ズ　わがまちの環境保全と対策
「地域で育む、持続可能な海津の未来」
海津市長　横川　真澄… 7

協会だより　〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉
委員会の開催…… 9
委員会の活動…… 9
〈(公社)全国産業資源循環連合会〉
令和８年度第１回最終処分部会運営委員会…… 9
令和８年度第１回マニフェスト推進委員会…… 9
〈中部地域協議会〉
令和８年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議…… 9
令和８年度第２回会長会議…… 9
令和８年度第１回全体会議…… 10
〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉
中部ブロック災害廃棄物対策セミナー…… 10
〈その他〉
産業廃棄物処理関係講習会の開催…… 10
〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉…… 11
〈会員数の状況〉…… 11
〈青年部会の動向～未来人～〉…… 12
〈女性部会の動向～れんげ～〉…… 13
お知らせ　電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況…… 15
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について…… 16
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…… 17
保全協Newsについて…… 18
事務局からのお願い…… 18
編集後記　長谷川　光彦…… 19

表紙写真　「津屋川の彼岸花」…… フォト　海津市提供

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行について

岐阜県警察本部生活安全総務課

太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加していることを踏まえ、令和７年６月に「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（金属盗対策法）（令和７年法律第75号）が成立・公布されました。

この金属盗対策法に関しては、これまでに犯行用具規制及び盗難の防止に関する情報の周知に関する内容について令和７年９月１日から施行されており、特定金属くず買受業に係る措置について本年６月１日に施行されたことにより、全面施行されることとなりました。

【法律の概要】

１　法律の目的

太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加しており、国民経済に大きな影響が及んでいること等を踏まえ、金属の中でも特に金属盗対策が必要なものを「特定金属」として規定し、特定金属製物品の盗難の防止に資することを目的として制定されたもので、具体的には、

・特定金属くず買受業を営む者に係る措置を講ずること
・犯行用具の規制
・盗難の防止に関する情報の周知

で構成され、特定金属製物品の盗難防止を図ることとしています。

２　対象となる金属（特定金属）

法の規制対象を限定する趣旨から、被害実態等を踏まえ、現時点で特定金属に該当する金属は銅のみとなっています。

３　特定金属くず

主として特定金属により構成されている金属くず（注１）のことで、「主として」とは、物品の重量又は価格の２分の１以上を特定金属が占めていることをいい、例えばエアコンディショナーの室外ユニットに係るくずについては、特定金属たる銅の重量は２分の１を占めなかったとしても、価格は２分の１以上を占めることが通常であり、その場合は特定金属くずに該当することとなります。

また、一般的に青銅（銅とすずの合金）や真鍮（銅と亜鉛の合金）などは銅の含有率が50％を超え、主として銅から成る合金であり、これらの合金の金属くずにおいても、銅の占める重量又は価格が２分の１以上ならば、特定金属くずに該当することとなります。

（注１）物品を製造する過程において生ずるもの、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第２条第１項に規定する「古物」に該当するものを除く

4　特定金属くず買受業に係る措置

（1）特定金属くず買受業の届出

特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名又は名称、住所、営業所の所在地その他国家公安委員会規則で定める事項について、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届け出る必要があります。

（2）買受けの相手方の確認等

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受け時に相手方の本人特定事項の確認義務が規定されています。

また、相手方の本人確認を行った場合の、当該本人確認事項等に関する記録の作成、保存義務が規定されています。

（3）取引記録の作成等

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合、当該買受けの相手方の氏名、内容等に関する記録の作成、保存義務が規定されています。

（4）警察官への申告

特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたときは、警察官への申告義務が規定されています。

（5）その他

公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者等に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査を実施することができる旨規定されています。

5　その他の規制等

（1）犯行用具の規制

一定の大きさ以上のケーブルカッター等、犯行に使用されるおそれが大きい一定の工具について、正当な理由なく隠匿携帯することが禁止されています。

（2）盗難の防止に関する情報の周知

金属盗の被害に遭うおそれが大きい事業者等に対する盗難防止に資する情報の周知について規定されています。

6　岐阜県使用済金属類営業に関する条例との関係

岐阜県では、平成25年から盗難等に遭った使用済金属類の流通防止と早期発見を図る目的で、使用済金属類の取引を行う業者を公安委員会の許可制としており、対象となる「使用済金属類」には銅のほか、鉄、アルミニウム等も含まれることから、岐阜県内で特定金属くず買受業を営む際には、条例の許可も必要となります。

金属盗対策法の詳しい内容については警察庁のwebサイトを、買受業に関する手続等の詳細については岐阜県警察のホームページを参照ください。

警察庁webサイト　https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/scrap/scrap.html

岐阜県警察ホームページ　https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/498944.html

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（概要）

背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加

- 令和６年の金属盗の認知件数は**令和２年の約４倍**
- 令和６年の金属盗の**被害額は、約140億円**（窃盗全体の約２割）
- 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

法律の概要

1　特定金属くず買受業に係る措置

特定金属くず（※）の買受けを行う営業を営む者に係る措置

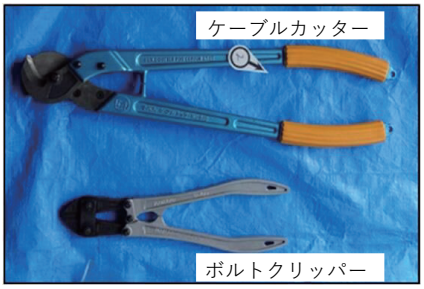
※　当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属(銅及び政令で定める金属)により構成されている金属くず


窃取された銅線ケーブル

- ▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）
 - 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務
- ▶ 買受けの相手方の本人確認等
 - 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
 - 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務
- ▶ 取引記録の作成等
 - 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務
- ▶ 警察官への申告
 - 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたときの警察官への申告義務
- ▶ その他
 - 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

2　犯行用具規制

▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれが大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



3　盗難の防止に関する情報の周知

▶ 金属盗の被害に遭うおそれが大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知



地域ぐるみで防ぐ不法投棄

岐阜県東濃県事務所環境課

近年、全国各地で廃棄物の不法投棄や不適正保管が問題となっています。東濃西部３市においても、解体工事で発生したがれき類や木くず、畳などが不適切に搬入・保管される事案が発生しており、生活環境や自然環境への影響が懸念されています。とりわけ、他地域の解体工事業者等が関与する不法投棄の認知件数は、令和２年度の４件から令和７年度に14件と３倍以上に増加しており、不法投棄対策が重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、令和８年５月25日に開催した「東濃西部廃棄物不適正処理対策連絡会議」において、多治見市、瑞浪市及び土岐市のほか、警察、消防及び県関係機関が参加し、不法投棄の防止に向けた今後の取組について協議を行いました。

会議では、不法投棄は一度発生すると解決まで長期間を要し、地域住民の安全・安心を脅かすだけでなく、土地所有者や行政にも大きな負担をもたらすことを共有しました。また、近年は私有地を利用した不法投棄や不適正保管が目立っており、行政による監視だけでは限界があることから、地域住民との連携強化が不可欠であることを確認しました。

加えて、不法投棄防止対策の柱として「通報体制の強化」と「捨てさせない環境づくり」を掲げ、関係機関が連携して推進していくこととしました。

「通報体制の強化」は、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図る取組です。不法投棄は発見が遅れるほど被害が拡大し、行為者の特定も困難となります。そのため、「空き地に大量の廃棄物が運び込まれている」「がれき類や木くずが高く積み上げられている」「大型車両の出入りが増えている」などの異変に気付いた際には、市や県事務所への速やかな通報をお願いしています。住民からの情報提供が、立入検査や廃棄物の撤去につながった事例もあります。



東濃西部廃棄物不適正処理対策連絡会議
（令和８年５月25日開催）

一方、「捨てさせない環境づくり」は、不法投棄を未然に防止する取組です。不法投棄は、人目がなく管理が行き届いていない土地で発生しやすい傾向があります。このため土地所有者の皆様には、草刈りや清掃による見通しの確保、防護柵や警告看板の設置など、不法投棄されにくい環境づくりをお願いしています。また、土地の売却や賃貸の際には、相手方の事業内容や実績を十分確認するなど、慎重な対応をお願いしています。



自治会周知に活用した「不法投棄を許さない！」チラシ

これらの取組を広く周知するため、当県事務所では東濃西部３市の協力を得て、自治会等への周知チラシの回覧・配布を約５万７千世帯に対して実施し、地域ぐるみで取り組む体制づくりを進めています。

不法投棄対策は行政だけで実現できるものではありません。地域住民による見守り、土地所有者による適切な管理、そして異変を感じた際の速やかな通報が重要です。東濃の豊かな自然環境と安全で快適な生活環境を将来へ引き継ぐため、今後も市、警察、消防及び県関係機関と連携し「通報体制の強化」と「捨てさせない環境づくり」を推進しながら、**「すぐ知らせる」「捨てさせない」「みんなで守る東濃地域」**を合言葉に、地域ぐるみで不法投棄防止に取り組んでいきます。

わがまちの環境保全と対策

「地域で育む、持続可能な海津の未来」

海津市長　横　川　真　澄

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃より産業環境の保全や資源循環の推進をはじめ、持続可能な社会の実現に向けた様々な取組に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、木曽三川の豊かな水辺環境と養老山地の緑豊かな自然に恵まれたまちです。また、宝暦治水や明治改修に代表される治水の歴史と文化を受け継ぎ、人と自然が調和･共生するまちとして歩みを重ねてまいりました。市内には、千代保稲荷神社(おちょぼさん)、南濃温泉「水晶の湯」、海津温泉「宙舟の湯」、国営木曽三川公園など、多彩な観光資源を有しており、四季折々の自然や地域の魅力を求め、多くの皆様にお越しいただいております。

本市では、「海津市環境基本条例」及び「第３次海津市環境基本計画」に基づき、「豊かな自然と共に生き未来へつなぐまち 海津」の実現を目指し、市民、事業者、各種団体、行政が連携しながら環境施策を推進しております。資源ごみのリサイクル拠点である「海津市エコドーム」は、多くの市民の皆様にご利用いただき、ごみの減量化や資源循環に対する意識の醸成に大きく寄与しております。

また、本市では、将来を担う子どもたちへの環境教育の充実に力を注いでおります。特に今尾小学校においては、地域と連携した環境学習を積極的に実践しています。

その中でも、一般社団法人ぎふ地球環境塾が中心となって廃食用油の再利用を呼びかけ、回収した廃食用油を地元企業である株式会社日本環境管理センターがバイオディーゼル燃料へ精製・再資源化する取組は、児童が資源の有効活用やごみの減量化について体験的に学ぶ貴重な機会となっています。

この取組では、株式会社日本環境管理センターが廃食用油の回収用ボトルを児童一人ひとりに提供し、そのボトルのデザインを今尾小学校５年生の児童が手掛けました。さらに、そのボトルを収納し、持ち運ぶための手提げバッグのデザインを海津明誠高等学校の生徒が担当し、手提げバッグを彩るイラストについては海津特別支援学校の生徒が制作しています。

このように、今尾小学校の児童が「ボトル」を、海津明誠高等学校の生徒が「バッグ」を、海津特別支援学校の生徒が「バッグのイラスト」をそれぞれ担当し、役割を分担しながら協働して取り組んでいます。これらのデザインをもとに民間事業者が製作を行うなど、企業、学校、行政がそれぞれの力を持ち寄り、世代や学校の垣根を越えて、地域ぐるみで資源循環の取組を進めています。

また、児童は、回収した廃食用油がバイオディーゼル燃料として生まれ変わる過程を学ぶことで、自分たちの身近な行動が資源の有効活用につながり、ひいては地球環境の保全につながることを実感しています。

こうした体験を通して、持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、主体的に行動する意識を育んでいます。

本市においても、この取組によって生み出されたバイオディーゼル燃料を公用車やごみ収集車の燃料として活用するなど、学校、民間、行政が一体となった資源循環を実践しています。こうした地域の取組と連動して、子どもたちの学びが地域の実際の取組へとつながり、さらに地域での取組が子どもたちの学びを深めるという好循環が生まれています。

このような地域ぐるみの取組は、資源を大切にする意識の醸成や循環型社会の形成に寄与するとともに、環境保全に主体的に関わり、持続可能な社会を支える次代を担う人材の育成にもつながる重要な取組であると考えております。

近年、気候変動の影響により自然災害が頻発・激甚化するなか、地球温暖化対策の重要性はますます高まっています。脱炭素社会の実現や循環型社会の形成には、市民、事業者、関係団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むことが不可欠です。

今後も、市民・事業者・関係団体・行政がそれぞれの強みを生かし、連携・協働を深めながら、地域ぐるみで環境保全と資源循環に取り組んでまいります。そして、2050年カーボンニュートラルの実現やSDGsの理念を踏まえ、地域全体で環境負荷の低減を図り、豊かな自然環境を次世代へ確実に引き継ぐことができるよう、持続可能な地域社会の実現に向けた環境施策を着実に推進してまいります。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○委員会の開催

委員選任後の初の委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、下表のとおり選任されました。このほか、各委員会では下記の事項について協議が行われました。

(敬称略)

委員会名	委員長	副委員長
総 務 委 員 会	北川 仁司(新)	伏見 典郎(新)
研修指導委員会	江﨑 雅教(新)	纐纈 和人(新)
広報編集委員会	石田 謙治(再)	濱岡 直彦(新)
組織強化委員会	森本 禎人(新)	小塚 将樹(新)

(新：新任　再：再任)

・総務委員会(７月13日開催)
第１回委員会を開催し、「労働安全衛生研修会」について協議を行い、８年度は昨年度同様、座学による研修を行うこととし、そのテーマや講師、実施時期等について検討しました。テーマは「安全衛生対策の現状と今後の課題」、講師は、中央労働災害防止協会に依頼し、実施時期は令和８年10月７日に行うことで計画を進めることになりました。
・研修指導委員会(７月10日開催)
第１回委員会を開催し、令和８年度の研修方針が議論され、法令講習会として「廃棄物に係る法の制定・改正の動向」と「外国人育成就労・特定技能制度」の２つのテーマについて行うこととしました。
次に、県外視察研修について協議を行い昨年度に引き続き実施することとし、視察先は、愛知県にある太陽光電池廃棄物等の処理施設に決定しました。
・広報編集委員会(７月２日開催)
第１回委員会を開催し、協会報「ぎふ環境保全」第148号の編集について協議を行い、方針案に沿って進めることとしました。
次に令和９年版オリジナルカレンダーの作成について協議し、表紙は、協会オリジナルデザインと協会のＰＲ事項を掲載すること等、８年版同様に作成することとしました。
最後に、協会オリジナル啓発グッズの活用方法について検討されました。
・組織強化委員会(７月３日開催)
第１回委員会を開催し、昨年度に引き続き組織強化の一環として青年部会、女性部会への支援や助言を行うこととしました。

○広報編集委員会活動

・７月に「ぎふ環境保全」第147号を作成・発行しました。
・９月に「令和８年度版協会要覧」を作成・発行しました。

〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

○令和８年度第１回最終処分部会運営委員会

令和８年７月７日(火)にハイブリッド形式で開催され、「維持管理積立金の損金算入にかわる支援措置」等協議が行われました。当協会からは、大坪会長がＷｅｂで出席しました。

○令和８年度第１回マニフェスト推進委員会

令和８年９月１日(火)にＷｅｂ会議で開催され、「紙マニフェストの製造価格改定の要請等への対応」等協議が行われました。当協会からは、安藤専務理事がＷｅｂで出席しました。

〈中部地域協議会〉

○令和８年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

令和８年７月16日(木)に四日市市内の四日市商工会議所で開催され、「国及び各県における産業廃棄物不法処理事例の現状と対策等について」報告を受けた後、協議を行いました。
当協会からは、大坪会長と安藤専務理事が出席しました。

○令和８年度第２回会長会議

令和８年９月15日(火)に静岡市内の中島屋グランドホテルで開催され、「令和７年度中部地域協議会事業報告書について」、「令和７年度中部地域協議会収支決算報告及び監査報告について」、「令和８年度中部地域協議会事業計画について」、「令和８年度中部地域協議会収支予算について」協議が行われました。当協会からは、大坪会長と安藤専務理事が出席しました。

○令和８年度第１回全体会議

令和８年９月15日(火)に会長会議の後に開催され、「令和７年度事業報告」及び「令和７年度収支決算報告及び監査報告」、「令和８年度事業計画」、「令和８年度収支予算」について協議が行われたほか(公社)全国産業資源循環連合会各種委員会報告や、各協会との意見交換が行われました。

当協会からは、大坪会長、丹羽副会長、木村副会長、石原副会長、安藤専務理事が出席しました。

〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉

○中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

令和８年７月14日(火)に大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会「中部ブロック災害廃棄物対策セミナー」がＷｅｂで開催され、「災害時の公費解体等における石綿飛散防止対策について」「令和６年能登半島地震における災害廃棄物対応について」「令和６年能登半島地震及び令和６年９月奥能登豪雨に関する災害廃棄物処理の取組概要と今後の課題」「大規模災害時の重要施設の安全確保と機能継続」「令和６年能登半島地震石川県七尾市の公費解体事業におけるArcGIS Onlineの活用例」等の講義の後、質疑応答が行われました。

当協会からは、安藤専務理事が参加しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会で、事前にパソコン等で講義動画を視聴して、その後、会場で試験を受ける２段形式で行いました。

結果につきましては、下記のとおりです。

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(オンライン形式)
開催日・場所　７月７日(火)午前
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　57名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】(オンライン形式)
開催日・場所　７月７日(火)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　62名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】(オンライン形式)
開催日・場所　７月７日(火)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　60名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】(オンライン形式)
開催日・場所　７月８日(水)午前
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　59名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(オンライン形式)
開催日・場所　７月８日(水)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　63名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(オンライン形式)
開催日・場所　９月９日(水)午前
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　59名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】(オンライン形式)
開催日・場所　９月９日(水)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　51名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】(オンライン形式)
開催日・場所　９月９日(水)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　52名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】(オンライン形式)
開催日・場所　９月10日(木)午前
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　59名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(オンライン形式)
開催日・場所　９月10日(木)午後
ＯＫＢふれあい会館
受　講　者　44名

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会　員　名	住　　所	電 話	認定年月日	許可区分
(株)サンワテクノス	〒455-0028 愛知県名古屋市港区 潮見町３番	(052)612-3105	令和６年８月20日 令和６年８月20日	岐阜県 ・産業廃棄物収集運搬業 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業

会員数の状況

正　　会　　員	２８５
賛　助　会　員	５６
特　別　会　員	２
合　　計	３４３

（令和８年10月１日現在）

《 協会への入会のおすすめ 》

～　環境を守り産業を支える　～

産業廃棄物処理業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の保持に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「循環型社会の形成」に貢献することを願っています。

産業廃棄物処理業界の方々が、会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますよう、当協会への入会をお薦めします。

◎入 会 金　正会員　10,000円

◎会　　費　正会員　月額10,000円
　賛助会員　年額30,000円

◎入会方法　入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。
　また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会
〒500－8384　岐阜市薮田南１－11－12
岐阜県水産会館１Ｆ
ＴＥＬ　058－272－9293
ＦＡＸ　058－272－6764

〈青年部会の動向～未来人～〉

◯岐阜県産業環境保全協会青年部会　組織強化・啓発普及事業開催

令和８年７月17日に滋賀県米原市に位置する山室木材工業株式会社様へ、技能実習制度の勉強会と施設見学を組織強化・啓発普及事業として開催しました。

山室木材工業様は人材派遣や外国人の技能実習も行っており、法改正により来年度からの廃棄物業界への外国人の就労に関して、特に理解する必要があるため座学を行い、活発な質問ややりとりがありました。その後は木質チップのリサイクル施設を見学しました。単にリサイクルのみではなく、パレット製造や自社プラントでの発電などこれからの資源循環のヒントとなる取り組みも見ることができました。事業には14名が参加をし、参加者の中には人材確保で悩んでいる方も見え、事業後個別相談をしている方もみえます。

青年部では今後もみんなの悩みやこれからの方向性を先取りした、「実利」が得られる事業を行っていきます。



施設見学


集合写真

◯役員会を次のとおり開催しました。

令和８年度第３回役員会（６月25日開催）、第４回役員会（７月23日開催）、第５回役員会（８月20日開催）を開催しました。

議題

・10月開催（教育研修事業）について
・12月開催（懇親事業）について
・１月開催（中部ブロック岐阜県担当事業）について

◎青年部会に加入しませんか_^)/＼(＾。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は（一社）岐阜県産業環境保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。

GIFU_SKHK_SEINENBU

〈女性部会の動向～れんげ～〉



◎活動報告

女性部会では、会員相互の交流を深めながら、仕事や日常生活に活かせる学びの機会を設けています。



7 月 23 日には、ラ・ローゼブランシュ薔薇館にて、大同生命保険株式会社の勝野恵子様を講師にお迎えし、「健康経営」をテーマにご講演いただきました。従業員の健康づくりが企業経営にもたらす効果や、健康維持・増進のための具体的な取組について学びました。講演後には、新たに入会された 3 名の会員の皆様も交えてランチ懇親会を行い、親睦を深めました。

また、8 月 6 日の役員会では、令和 9 年 2 月に開催予定の「中部 4 県女性部会講演会」について協議しました。「デザイン思考工学」の視点から「共感することの大切さ」をテーマに、職場や日常生活にも活かせる講演を予定しており、現在開催に向けて準備を進めています。



8 月 26 日には、愛知県女性部会との交流事業としてカラーセミナーに参加しました。パーソナルカラーや色が人に与える印象、仕事や日常に活かせる色づかいについて、実践を交えながら楽しく学びました。講演後にはランチ会も行われ、県を越えて交流を深める貴重な機会となりました。

今後も女性部会「れんげ」では、会員の皆様にとって新たな学びや交流につながる、充実した活動に取り組んでまいります。

女性部会に加入しませんか♪

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなどの情報交換、交流ができる会であり、楽しく活動をしております。
また、産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる会も行っております。
当協会会員の方だけでなく、会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方（一社）岐阜県産業保全協会事務局（TEL058-272-9293）までご連絡ください。

@RENGE.GIFU

つながりの力を、地域と未来のために

近年、世界各地で気候変動の影響とみられる自然災害が相次いでいます。ネパールでの洪水をはじめ、国内でも地震や豪雨、洪水による被害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

こうした災害を目の当たりにするたび、気候変動や環境問題は、遠い国や将来だけの問題ではなく、私たちの暮らしに直結する課題であると強く感じます。

今年の春、全国産業資源循環連合会女性部協議会の活動の一環として、石川県の災害廃棄物仮置場を見学しました。復旧・復興に携わる方々から厳しい現状を伺い、被災地が抱える課題を自分の目で確かめてまいりました。

災害時には、被災建物の解体に加え、災害廃棄物の分別・運搬・処理、仮置場の設置や運営など、私たちの業界が担う役割が数多くあります。一方で、人員や車両、処理先の確保、安全管理など、多くの課題もあります。この経験を通し、日々の事業を通じて社会課題の解決に何ができるのか、改めて考えさせられます。

一社でできることには限りがあります。しかし、それぞれの知識や経験を持ち寄り、地域や立場を越えて力を合わせることで、地域の安心と環境を守る大きな力になると信じています。

今期から、中部地域協議会女性部会では岐阜県が中心となって活動を進めています。同じ思いを分かち合い、困ったときには支え合う。県境を越えて人と人がつながり、互いに学び、励まし合えることは、女性部会の大きな魅力です。私自身も、仲間との交流から多くの勇気と気づきをいただいています。

女性部会の活動に少しでもご興味をお持ちいただけましたら、ぜひ私たちの仲間に加わってください。

皆様との新しい出会いを、心よりお待ちしております。

岐阜県産業環境保全協会　女性部会

会長　後藤　和恵

‹電子マニフェストシステム（愛称：JWNET）の加入申込み›

──事業者のマニフェスト事務の効率化のために──

1 申込み方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金（団体加入料金）
基本料（1年間）	26,400円	1,980円	110円
使用料（登録情報1件につき）	11円	（90件まで無料）22円	（5件まで無料）22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	――

排出事業者の加入単位　排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ※1	処分報告機能＋2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料（1年間）	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料（登録情報1件につき）	――	――	11円	（90件まで無料）22円
利用区分の目安となる年間登録件数	――	――	1,381件以上	1,380件以下

※1　処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
※2　上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト登録）する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位
業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位
処分事業場単位（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能）

3 問い合わせ先

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス

https：//www.jwnet.or.jp/jwnet/

JWNETサポートセンター

▼電話サポート　対応時間
【平日 9：00～12：00、13：00～16：30】

電話：0800-800-9023

（フリーアクセス、通話料無料）

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5807-5914までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和8年10月5日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,687
収集運搬業者	603
処分業者	191
合計	6,481

お　知　ら　せ

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日（土日祝日を除く）に発送します。（日本郵便（株）「ゆうパック」にてお届けします。） （ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。）
送料 （下表参照）	購入者負担となります。（当協会の正会員・賛助会員は、送料無料）
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。 （初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただくことがございます。） 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。（振込手数料は購入者負担）
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。

協会窓口	現金と引換にて購入できます。来所日前日までに購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozen.jp 販売時間　9時～12時、13時～16時30分（土日祝を除く）

購入申込書は　協会WEB https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html　ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料　　消費税込

地域	岐阜県内			東海（岐阜県除く）・関東・信越・近畿		
種類／数量	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500－8384　岐阜市薮田南1－11－12　岐阜県水産会館内
（一社）岐阜県産業環境保全協会　　TEL058－272－9293
FAX058－272－6764

2026.1

ＦＡＸ０５８－２７２－６７６４

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法　ご希望の購入方法に印をつけてください。（無記入の場合は、発送します。）

□ 発送（翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。）
土曜日に荷物の受取　可・否

□ 協会窓口で現金購入（予め購入申込書をＦＡＸにて送信ください。）
来所年月日　　年　月　日　　時頃　（販売時間　9:00～12:00、13:00～16:30 ）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

単票１箱＝１００セット入、連続票１ケース＝５００セット入

管理票（マニフェスト）の種類		価格　消費税込	数　量
産業廃棄物管理票【直行用】７枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単　票	３，３００円	箱
	連続票	１６，５００円	ｹｰｽ
産業廃棄物管理票【積替用】８枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会　発行	単　票	３，３００円	箱
	連続票	１６，５００円	ｹｰｽ
建設系廃棄物マニフェスト　７枚綴り 建設六団体副産物対策協議会　発行	単　票	２，７００円	箱
	連続票	１３，５００円	ｹｰｽ

事務局使用欄

送　　料	円
合　　計	円
消費税(10%)	円

申　込　日	令和　　年　　月　　日		
住　　所	〒　　―		
会　社　名	フリガナ		
代表者氏名		担当者氏名	
電話番号		ＦＡＸ番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿	NO＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿

お　知　ら　せ

○保全協Newsについて

令和８年７月24日(第226号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

１　「令和８年度産業廃棄物処理検定(廃棄物処理法基礎)第11回」開催のご案内について

２　「産業廃棄物処理　現場業務ｅラーニング講座(令和８年度)開講」のご案内について

各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、ＦＡＸ及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

・令和８年７月24日協会報と併せて送付したもの
　総務省東海総合通信局からのお知らせ

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・ＦＡＸ番号に変更が生じた場合は、事務局へＦＡＸにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へＦＡＸにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

○許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。

○許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

○行政機関に廃止届を提出された場合は、廃止届の写しを事務局へ送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長　石田　謙治
副委員長　濱岡　直彦
杉下　武夫　　中尾　正邦　　中村　好江
長谷川　光彦　　早川　卓馬　　宮崎　　進

編　集　後　記

「AIと『無常』の時代に」

60歳を迎えた昨年、ゴルフのスコアが一気に悪化した。原因はいろいろと自己分析してみたものの、何をどうすれば元に戻るのか、あるいは良くなっていくのか、誰かに本気で教えてほしいと思った。

そんな折、ふとAIに聞いてみようと思い立ち、何度か対話を重ねるうちに、とんでもなく有能なコーチに出会ったような感覚を覚えた。それ以来、スピード感と的確な回答を求めて、何かを手っ取り早く知りたい時や頭を整理したい時にAIを利用するようになった。

会社としても、AIの利用を積極的に進めている。サーバーを立てて自社システムを構築するとともに、AIアプリを導入し、業務の効率化や時間短縮を図っている。経営の立場から見れば、このツールを使わない手はないし、逆に使わなければ競争相手に後れを取るリスクも顕在化しつつある。ありがたさと恐ろしさがこれほど同居するツールに、これまで出会ったことはない。

今後もAIの進化は加速していくだろう。それを支える半導体の高精細化やデータセンターの建設は、現実に驚くべき勢いで進んでいる。自動運転車やヒューマノイドの進化も同様だ。PCや携帯電話が普及する前の時代を知る世代としては、これまで培ってきた価値観そのものが、構造的な変化を迎えていることをひしひしと感じる。

一方、仕事を取り巻く環境変化も著しい。年々進む地球温暖化は、特に工場での作業従事者にとって命に関わる問題となりつつあり、根本的な対策が取れないまま、注意を呼びかけ続けているのが現状だ。また、ウクライナや中東での戦争は、エネルギー問題にとどまらず様々な形で影響を及ぼし続けており、その都度対応に追われている。

日常生活においても、円安による物価高やSNSの普及などにより、日々の暮らしが慌ただしく感じられるようになった。自分自身と向き合う時間は減りつつあり、様々な変化に翻弄されているようにも思う。

いつの時代にも環境の変化はあり、それに順応していくのが人の性ではあるが、昨今の変化のスピードには、正直なところ、時折疲れを覚えることもある。それでも、「無常」であり続けるこの世の中を生きていくための「智慧と活力」だけは、失わずにいたい―そんなことを思う今日この頃である。

記　長谷川　光彦

令和８年１０月１５日発行　　第１４８号
編集発行　一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
会長　大坪　敬明
〒500－8384　岐阜市薮田南1丁目11番12号　岐阜県水産会館1階
TEL〈058〉272－9293　FAX〈058〉272－6764
https://www.gifu-hozen.jp
E-mail　info@gifu-hozen.jp
印刷　西濃印刷株式会社

協会のシンボルマーク

令和8年度

産業廃棄物処理実務者研修会

後期開催日程

	開催日	申込
第5期	11月3日～28日	10月1日～21日
第6期	12月3日～28日	11月1日～20日
第7期	1月3日～28日	12月1日～17日

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



カリキュラム（全4講座）

❶ 産業廃棄物処理の基礎（第1章～第8章）	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
❷ 産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
❸ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)　※マニフェストの記入方法
❹ 帳簿	帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料

1名につき **8,250円**　税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。

3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連　研修会
https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/　検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!
※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先
公益社団法人全国産業資源循環連合会　事業部 実務者研修会担当
【E-mail】ability-as@zensanpairen.or.jp
【営業時間】月～金 9:00～17:00　【定休日】土日・祝日

2026.10

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県　公認）

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

（岐阜市）

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県　公認）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、切断、脱水、中和）

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

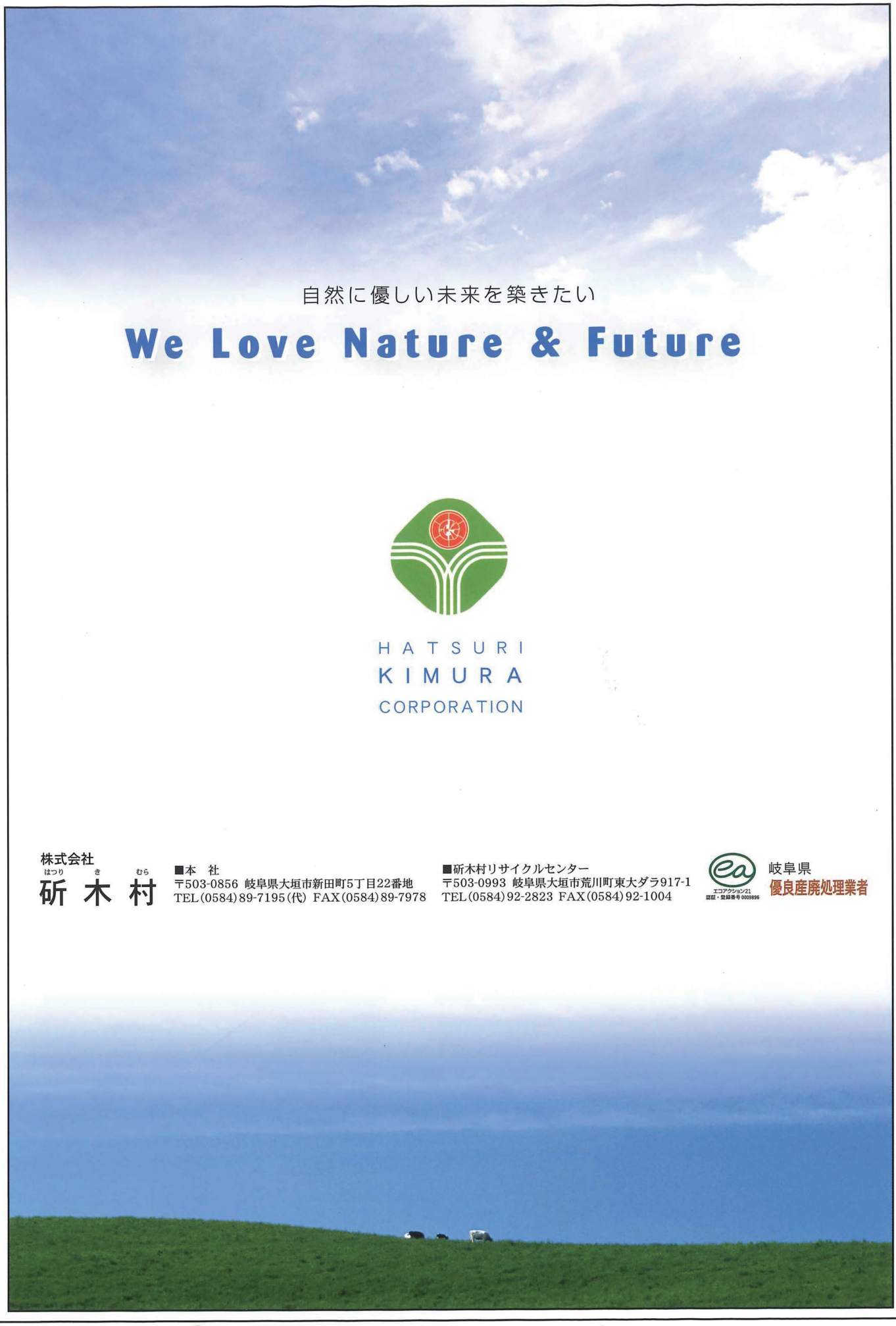
電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail　takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL　http://www.takai-shoji.jp/



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
砺木村

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■砺木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

エコアクション21
認証・登録番号 0009896

岐阜県
優良産廃処理業者

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会